1 一般規定

第 1．信義誠実の原則（信義則）

1．意義

権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない（1 Ⅱ）

2．契約関係がない場合

何も要求できないのが原則であるが、一定の場合には契約関係がなくても、信義則に基づいて契約関係類似の関係が生じることがある

ex. 歯科医院を開設したいというＢがＡに対して、「Ａの所有する建物に特殊な電気設備を施した上で売って欲しい」と言うので、Ａはその電気設備を施して準備していた。しかし、契約日直前になってＢが「やっぱりやめた」と言い出した

第 2．権利濫用

1．意義

権利の濫用は、これを許さない（1 Ⅲ）

2．権利の行使が認められない場合

ex. Ｘは、温泉を経営するＹ会社が他人の土地２坪程をかすめて引湯管を設けているのに目を付け、その土地を買い受けてＹに不当に高額な価格での買取りを要求したが拒否された。そこで、ＸがＹに対し引湯管の撤去を請求した

→権利の濫用に当たり、認められない（大判昭 10.10.5【百選】）

2 人

第１．自然人

自然人＝人間のこと
法人＝自然人以外で権利能力を認められたもの

１．権利能力

権利能力＝権利義務の帰属主体たる地位・能力
自然人ならば皆等しく有する

２．意思能力

その法律行為をすることの意味を理解する能力
→意思無能力者の行為は無効となる（３の２）
　ex. 幼年、高度の精神病、あるいは泥酔

３．行為能力

自らの行為により法律行為の効果を確定的に自己に帰属させる能力（≒財産の管理・運用能力）

第２．法人

１．法人総説

・　法人の意義

　自然人でなくして、法人格を認められたもの（権利義務の主体となり得るもの）

２．権利能力なき社団

・　意義

　団体であって、その実体が社団であるにもかかわらず法人格を持たないもの